



# 通信政策特別委員会第14回～第16回会合における 公正競争関連の主な意見等

---

令和6年10月17日  
事務局

## 電気通信事業分野における公正競争の確保に関する基本的な考え方

- **公正競争の確保に関する検証**（グループ企業の優遇、不当な一体的営業等）の仕組みは**継続して必要**。（第16回会合・CATV連盟）
- 物理的なアセットは有限であり、先行者優位により後からの投資も難しいため、国内企業のみならず外資系企業の投資実態等を把握することが重要であり、**公正競争を促進する市場環境の整備と継続的なモニタリングが必要**。（第16回会合・さくらインターネット）

## NTT東西が果たすべき役割と線路敷設基盤や電気通信設備の在り方

- WGでは、サービスの多様化・高度化・低廉化やネットワークの高度化を実現するため、**NTT東西が保有するインフラの重要性・公共性が一層高まっている**との認識でおおむね一致。NTT東西の線路敷設基盤の在り方については、**個別のルールとして譲渡・廃棄等のルールが必要**というだけでなく、**法の目的・定義からも検討すべきではないか**。（第14回会合・林委員）
- NTT東西の線路敷設基盤については、その**譲渡・処分・売却に対して一定の規律を課すべき**。（第16回会合・CATV連盟）
- 自己設備設置要件について、**引き続き自己設置を基本としつつ、ラストリゾート義務に関しては一部緩和してよいのではないか**。（第16回会合・大谷委員）
- 現状では、NTTの局舎でコロケーションできるのは基本的には通信向けの機器に限定されているが、**できるだけ開放した方がよい**と考えるか、又は**利用用途は限定的**にした方がよいと考えるか。（第16回会合・相田委員）
  - 今後、NTT東西が、その資産を活用しようとする中で、排他的に提供されれば公正競争に支障が生じるため、**事業者に平等に機会が与えられることが重要**。（JAIPA）
- NTTの局舎にMEC等が構築された場合、**グループ外の事業者に同等の事業機会が与えられることが重要**。（第16回会合・大谷委員）

## NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方

- NTT東西のアクセス部門の分離等については、事業者の観点からの議論だけでなく、**利用者にとってもメリットがある形**になるように検討すべき。(第14回会合・長田委員)
- NTT東西のアクセス部門について、資本分離された場合、情報通信インフラの一極化が進み**設備競争が減退する可能性**があり、中長期的には料金の高止まりやインフラの脆弱化等、国民に不利益を及ぼすおそれがあるほか、資本分離には**多大なコストと労力が必要**であることから、**アクセス部門の分離は実施すべきでない**。(第16回会合・オプテージ)

## NTT東西の分離の在り方

- 大きな市場支配力を有するNTT東西の合併は、**公正競争に与える影響が大きい**ため**禁止**されるべき。(第16回会合・JAIPA)
- NTT東西が統合された場合、**様々な経営資源が集中**することで市場支配力がさらに高まり、固定通信市場の**公正な競争環境が歪む**ことが懸念されるため、NTT東西の統合については**慎重に検討**すべき。(第16回会合・オプテージ)

## NTT東西等の業務の在り方

- NTT持株による事業の実施の在り方について、仮に電気通信事業以外の分野の研究成果の事業化を認めた場合には、**電気通信事業とそれ以外が明確に区分できる**かや、**基礎研究から応用研究にどんどん軸足が移らないか**について注意が必要。(第14回会合・藤井委員)
- NTT東西の県間業務について、**固定アクセス回線を用いるサービスの提供に係る業務として本来業務に位置付ける**ことは、実態に即しており、賛成。また、自己設備設置要件について、県間設備は、NTTコミュニケーションズが保有しているため例外として取り扱われており、引き続きNTTコミュニケーションズが保有することを前提として議論されていると承知しているが、県間設備をNTT東西に譲渡して、NTT東西が県間を含めて全て自己設置で行うことは可能性としてあり得るのか。また、WGにおいてそれについてNTTから意見はあったか。(第14回会合・関口委員)
  - 論理的可能性としてあり得るかもしれないが、公正競争WGで構成員・NTTからそのような意見はなかった。(事務局)

## NTT東西等の業務の在り方（続）

- NTT東西の業務範囲について、**NTT東西のISP事業の禁止を明示的に規定すべき**。（第16回会合JAIPA）
- NTT東西の活用業務について、個別の業務ごとの申請は、申請する側・審査する側ともに負担が大きいため、例えば**包括的な自主基準をNTT自ら策定した上で、それに沿って実施する限り事後検証のみ**とすることが考えられる。（第14回会合・関口委員）
- 活用業務について、その**実施の判断や検証は厳格に行われるべき**。（第16回会合・JAIPA）

## NTTグループに関する公正競争条件の確保の在り方

- 累次の公正競争条件について、情報の目的外利用の構造的温床となり得るため「**在籍出向の禁止**」と、卸関連の取引条件においてグループ内の不当優遇が懸念されるため「**各種取引条件の公平性の確保**」の2つは**特に維持すべき**。（第16回会合・テレサ協）
- 累次の公正競争条件について、公正競争を構造的に維持するため、**法的な位置付け**を与え、検証の場等で各条件について公平性が保たれているか**確認が必要**。また、活用業務においてNTT東西の線路敷設基盤等を活用した新たな事業機会がある場合は、**グループ外の事業者にも同等の事業機会・条件**が与えられるべきであり、**活用業務の実施が事後チェックに緩和された場合には**、公正競争が損なわれることのないよう、**累次の公正競争条件を法的に担保する必要性**が高まる。（第16回会合・JAIPA）

## 電気通信事業者のグループに関する公正競争条件の確保の在り方

- **NTT東西とNTTドコモの合併**や、NTT東西が**実質的にISP事業に参入できるような合併等**は**禁止されるべき**。（第16回会合・JAIPA）

## 利用拡大に対応した卸役務に関するルールの在り方

- 光回線の卸役務について、**サービス契約数が増えている**一方で、約款規制等が設けられていないことから、不当な競争行為が行われないう、**更なる措置を講ずる必要**。（第16回会合・テレサ協）
- 光回線の卸役務について、卸料金の適正性の検証が行われているが、NTT東西に価格支配力等があり**接続との代替性が不十分**であるため、**規律の強化が必要**。（第16回会合・JAIPA）

## 禁止行為規制の在り方

- 情報の目的外利用に関する規律について、接続と卸役務に差が出ないことが重要であり、卸役務の利用が拡大し公正競争を確保する必要が高まる中で、接続と同様に、**卸役務についても情報の目的外利用を禁止すべきとの意見に賛同**。（第16回会合・テレサ協）

## 線路敷設基盤の開放の促進等の在り方

- 電柱・管路ガイドラインは公正競争の確保に一定の役割を果たしているが、NTT東西の**電柱の利用に係る手続に要する時間や利用拒否の実態、審査手続等**について、**第三者による検証が必要**。（第16回会合・CATV連盟）
- インフラシェアリング事業の促進の在り方について、インフラシェアリング事業者に対して土地等の収用における**簡易な手続を認めることは望ましい**が、その場合、**屋内のインフラシェアリング**について何らかの影響が出ないか**留意すべき**。（第16回会合・藤井委員）